地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

青森県『安全・安心な地域の港づくり計画』

2. 地域再生計画の作成主体の名称

青森県

3. 地域再生計画の区域

むつ市並びに青森県上北郡野辺地町及び青森県下北郡東通村の区域の一部 (大湊港、野辺地港、尻屋岬港、野牛漁港、正津川漁港及び宿野部漁港)、青森県東津軽郡外ヶ浜町の区域の一部(蟹田漁港)

4. 地域再生計画の目標

計画地区は、下北半島付け根にあたる野辺地町から、北は尻屋岬、西は日本 三大霊場の一つである恐山々系に囲まれた、好漁場と豊かな森林が広がる漁業 と林業を基幹産業とした下北・上北地域と平舘海峡を挟んだ津軽半島北部にあ る外ケ浜地区を含めた青森県北部地域である。冬は日本海型に分類され、北西 の季節風が強く、平野部で1メートル、山間部で2メートルの積雪がある一方、 夏は太平洋型に分類され、春からの冷涼な偏東風と濃霧のため、平均気温が低 く日照時間も少ない。

尻屋岬港は、下北半島の東端部に突き出た尻屋岬の西側に位置しており、荒天時に周辺海域を航行する船舶が避難する港として利用されている。また、背後には豊富な石灰石を有する山があるため、昭和30年代から石灰石採取企業が採掘を開始し、昭和50年代には国内各地へ石灰石やセメントを供給するセメント製造工場が成長してきた。県は、地域資源を活用したセメント産業の成長は地域活性化に資するとの認識から、セメント製造に必要な石炭やコークス等の搬入や石灰石・セメントを安全に積み出せる港の整備を行ってきているが、港内の静穏度が未だに不十分なため、接岸や陸揚げなどの荷役作業に遅れが生じる状況となっている。また、近年セメント製品の販売量が落ち込んできており、立地企業の競争力が低下している。

野辺地港は下北半島の付け根に、野牛漁港、正津川漁港は半島の北部に位置し、いずれも地域の沿岸漁業の基地として利用されている。しかしながら、近年の漁業をとりまく状況は厳しく、輸入水産物の台頭による魚価の低迷等から1世帯当たりの漁業所得は減少を続け、結果として担い手となるべき若年労働力は他地域や他産業に流出し、過疎化と高齢化に拍車がかかっている。生産額が第1次産業の5割程を占める水産業の動向は、地域経済全体の浮沈に影響してくるため、まずは、残された労働力である高齢者が安全で効率的な漁業活動を行える施設整備を行い、所得を安定させることが急務となっている。

また、下北半島は地理的特徴として根元部の幅が狭く、輸送の動脈となる国道が2本走っているのみで、これらが寸断された場合には半島全域への物資供給が滞り孤立する危険性があるが、尻屋岬港、野辺地港、野牛漁港、正津

川漁港、宿野部漁港に半島の内湾部に位置する大湊港を加えた各港には、災害に対応する施設が十分に整備されていない。

一方の津軽半島の北部である蟹田漁港は、地域のホタテ漁業の基地として利用されている。しかしながら、近年のホタテ漁業は魚価低迷から、担い手となるべき若年労働力は他地域や他産業に流出し、高齢化に拍車がかかっており、高齢者が安全で効率的な漁業活動を行える施設整備による就労環境の向上が急務となっている。

地域が抱えるこうした課題を解決するために、本計画では各港において外郭施設等を整備し、尻屋岬港においては物流拠点としての機能を強化し、野辺地港、野牛漁港、正津川漁港、宿野部漁港、蟹田漁港においては効率的な漁業活動が行える環境を創出し、地元産業の体力維持を通した地域の活性化を図る。また、岸壁の耐震化等災害に強い施設整備を行うことで、救援物資等を輸送する船舶が利用できる環境を整え、住民の安全・安心な生活を確保する。

(目標1) 大規模地震に対する防災機能の向上

(地域に必要な耐震岸壁の整備率100%)

(目標2) 周辺海域の船舶航行安全性の向上及び

水産物の安定供給と漁業の振興

(漁業活動の効率化では、防波堤等の整備による港内の静穏度向上により陸揚げ待ち時間が40分短縮される。(現行90分)道路整備によりアクセス時間5分短縮))

5. 目標を達成するための事業

5-1 全体の概要

青森県北部地域の防災機能の向上を図るとともに、地域経済の振興に寄与するため、大湊港は大規模地震時の緊急物資輸送拠点・救援活動の拠点として既存岸壁の耐震改良や道路の整備、避難港である尻屋岬港は周辺海域を航行する船舶の避難水域の確保と荷役効率向上のための防波堤整備、野辺地港は小型船溜まりを利用する船舶の航行安全性の向上を図るための防波堤整備、及び正津川漁港・野牛漁港は太平洋側から宿野部漁港は海峡側からの小型船舶による物資輸送及び漁港の安全性、漁業活動の効率化、利便性の向上を図るための防波堤等の整備を行う。また、地域の主要な産業である水産業の独自の取組を行い振興を図る。

蟹田漁港においては、防波堤等の整備による港内静穏度向上及び漁港利用者のアクセス向上のため道路整備により、就労環境の改善を図る。また、これらの整備はフェリー航路を利用した下北地区への緊急物資輸送にも資するものである。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

[施設の種類と事業主体]

- ・港湾施設(大湊港、野辺地港、尻屋岬港) 青森県
- 漁港施設(野牛漁港、正津川漁港、宿野部漁港、蟹田漁港)青森県

[整備量]

- · 港湾施設 · · · 防波堤、岸壁、臨港道路
- 漁港施設・・・防波堤、護岸、係留施設、水域施設、輸送施設

[事業期間]

- ・港湾施設 平成17年度~平成21年度
- · 漁港施設 平成17年度~平成21年度

[港整備交付金の総事業費]

- ・総事業費4,290,000千円 (うち交付金1,898,000千円) 港湾施設 2,470,000千円 (うち交付金 988,000千円) 漁港施設 1,820,000千円 (うち交付金 910,000千円)
- ※ なお、上記事業の整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図 面による。

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の試み

『野牛地区広域漁場整備事業』

基幹産業である水産業の振興のため、魚礁漁場を造成し、資源の維持・持続的活用を推進し、効率的な生産を進め漁業経営の安定を図る。

『道路改築事業』

尻屋岬方面への産業、経済の基盤となる主要地方道むつ尻屋崎線を整備することにより、地域の活性化を図る。

6. 計画期間

平成17年度~平成21年度(5ヶ年)

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す目標に照らし調査、評価し県が公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、県で構成する「公共事業再評価委員会」で施設の整備状況等について評価・検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し